

# 第91回 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2021年1月28日（木曜日）  
午前10時（受付開始午前9時）

**開催場所** 東京都港区高輪三丁目13番3号  
SHINAGAWA GOOS 1階  
ガーデンシティ品川  
グリーンウィンド

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご来場はお控えいただき書面またはインターネットによる議決権の事前行使をお願いいたします。

## 目次

第91回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 10名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	
第5号議案 役員賞与の支給の件	
事業報告	17
連結計算書類	32
計算書類	34
監査報告書	36
株主総会会場ご案内図	

**巴工業株式会社**

証券コード：6309

(証券コード 6309)  
2021年1月12日

株 主 各 位

東京都品川区北品川五丁目5番15号

**巴工業株式会社**

取締役社長 山 本 仁

## 第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第91回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面の郵送またはインターネット等の電磁的方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討の上、3頁に記載のいずれかの方法により2021年1月27日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年1月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪三丁目13番3号  
SHINAGAWA GOOS 1階  
ガーデンシティ品川 グリーンウィンド  
(末尾に株主総会会場ご案内図を記載しております。)
3. 目的事項  
報告事項 (1) 第91期（2019年11月1日から2020年10月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
(2) 第91期（2019年11月1日から2020年10月31日まで）計算書類報告の件

**決議事項**

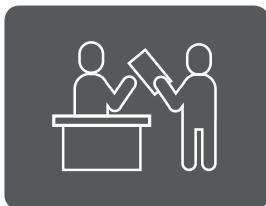
- 第1号議案** 剰余金の処分の件  
**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件  
**第3号議案** 監査等委員である取締役4名選任の件  
**第4号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
**第5号議案** 役員賞与の支給の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tomo-e.co.jp/>）に掲載させていただきます。
  - ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表、および計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tomo-e.co.jp/>）に掲載していますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、監査等委員会および会計監査人が監査報告および会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

# 議決権行使についてのご案内

## 株主総会にご出席いただける場合



株主総会  
開催日時

**2021年1月28日**（木曜日）午前**10時**  
（受付開始 午前9時）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。

なお、この場合は、議決権行使書用紙とともに委任状のご提出が必要となります。

## 株主総会にご出席いただけない場合

### 郵送による議決権行使



議決権行使期限

**2021年1月27日**（水曜日）午後**5時30分**到着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

なお、議案につきまして賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。

### インターネットによる議決権行使



議決権行使期限

**2021年1月27日**（水曜日）午後**5時30分**まで

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

議決権行使書面上にスマートフォン用QRコード（ID・パスワードの入力不要）を記載しております。

なお、詳細につきましては、次頁をご参照ください。

### 議決権行使のお取り扱い

- 書面とインターネットにより、議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる行使を有効といたします。また、インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行われた行使を有効といたします。



# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

#### 1. 期末配当に関する事項

当社は、財務体質と経営基盤の強化のため内部留保の充実を図りつつ、連結業績および中期的なグループ事業戦略等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な配当を実施することを利益配分に関する基本方針としております。

当期の期末配当は、この方針のもと、財務体質の状況および当期の業績と今後の見通し等を勘案し、前期に比べ1円増配となる1株につき24円50銭とさせていただきますと存じます。

#### (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 24円50銭 総額244,469,306円

なお、中間配当金として1株につき23円50銭をお支払しておりますので、当期の年間配当金は1株につき48円となります。

#### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年1月29日

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の事業展開に備え、経営基盤の強化を図るため、次のとおりとさせていただきますと存じます。

#### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 1,500,000,000円

#### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 1,500,000,000円

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものです。

なお、本議案につきまして、監査等委員会は各候補者の当該事業年度の業務執行状況および業績、取締役会での発言、これまでの経歴等を評価し、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位および担当等	属性
1	やまもと 山本 仁	代表取締役社長	再任
2	たまい 玉井 章友	常務取締役 化学品本部長	再任
3	しのだ 篠田 彰鎮	取締役 化学品本部副本部長（化成部品、電子材料部および合成樹脂部担当）	再任
4	やくら 矢倉 敏明	取締役 経理部および経営企画室担当	再任
5	いとう 伊藤 勝彦	取締役 機械本部副本部長（産業機械営業部および海外営業部担当）	再任
6	あずま 東 徹行	取締役 化学品本部副本部長（機能材料部、工業材料部および鉱産部担当）	再任
7	さだ 佐田 淳	取締役 機械本部副本部長（生産担当）兼サガミ工場長	再任
8	ふじい 藤井 修	取締役 総務部および業務部担当	再任
9	ふじい 藤井 栄	化学品本部統括室長	新任
10	すぎうら 杉浦 路明	機械本部プラント技術部長	新任

**新任**

新任取締役候補者

**再任**

再任取締役候補者

**社外**

社外取締役候補者

**独立**

証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

やまもと

山本

ひとし

仁

(1955年7月20日生)

再任

■所有する当社の株式数

32,184株

## ■略歴、地位、担当

1979年4月	当社入社	2009年1月	当社常務取締役 当社機械本部長
2003年4月	当社機械本部産業機械営業部長	2013年1月	当社専務取締役 当社化学品本部長
2007年1月	当社取締役 当社機械本部副本部長（産業機械営業部担当）	2015年1月	当社代表取締役社長〔現任〕

## ■取締役候補者とする理由

当社の機械製造販売事業および化学工業製品販売事業を中心に業務全般に豊富な業務知識と経験を有しており、2015年1月に代表取締役就任以降は当社グループの統括経営責任者として適切に職務を遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

2

たまい

玉井

あきとも

章友

(1957年2月12日生)

再任

■所有する当社の株式数

21,771株

## ■略歴、地位、担当

1980年4月	日本国土開発株式会社入社	2012年11月	巴恵貿易(深圳)有限公司董事長〔現任〕
1988年4月	エルケム・ジャパン株式会社入社	2013年1月	当社化学品本部副本部長（合成樹脂部および工業材料部担当）兼中国事業推進室長
2000年4月	当社入社	2017年11月	当社化学品本部副本部長（合成樹脂部および工業材料部担当）
2005年11月	当社化学品本部工業材料部長	2018年1月	当社常務取締役〔現任〕 当社化学品本部長〔現任〕
2011年1月	当社取締役 当社化学品本部副本部長（合成樹脂部、工業材料部および化成部品担当） 巴物流株式会社代表取締役社長		

## ■取締役候補者とする理由

当社の化学工業製品販売事業を中心に業務全般に豊富な業務知識と経験を有しており、2011年1月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

3

しのだ  
篠田あきよし  
彰鎮

(1961年8月23日生)

再任

■所有する当社の株式数

18,582株

## ■略歴、地位、担当

1985年4月	社団法人日本海事検定協会入社	2015年4月	当社化学品本部副本部長（機能材料部、電子材料部および化成品部担当）
1989年9月	当社入社	2018年1月	当社化学品本部副本部長（化成品部、電子材料部および合成樹脂部担当）〔現任〕
2011年11月	当社大阪支店化学品営業部長		巴物流株式会社代表取締役社長〔現任〕
2014年4月	当社化学品本部化成品部長		
2015年1月	当社取締役〔現任〕		
	当社化学品本部副本部長（機能材料部および電子材料部担当）兼化成品部長		

## ■取締役候補者とする理由

当社の化学工業製品販売事業を中心に業務全般に豊富な業務知識と経験を有しており、2015年1月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

4

やくら  
矢倉としあき  
敏明

(1958年5月31日生)

再任

■所有する当社の株式数

11,042株

## ■略歴、地位、担当

1981年4月	株式会社富士銀行入行	2014年4月	当社経理部長
2008年4月	株式会社みずほコーポレート銀行米州事務部長	2015年1月	当社取締役〔現任〕
2012年10月	当社入社		当社経理部および経営企画室担当兼経理部長
	当社経理部専任部長	2019年11月	当社経理部および経営企画室担当〔現任〕

## ■取締役候補者とする理由

経理および経営企画に関する豊富な知識と経験を有し、2015年1月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

5

いとう  
伊藤

かつひこ  
勝彦

(1964年9月21日生)

再任

■所有する当社の株式数

10,634株

### ■略歴、地位、担当

1987年4月 当社入社  
 2013年4月 当社大阪支店機械部長  
 2017年1月 当社取締役〔現任〕  
 当社機械本部副本部長（産業機械営業部および  
 海外営業部担当）〔現任〕

### ■取締役候補者とする理由

当社の機械製造販売事業を中心に業務全般に豊富な業務知識と経験を有しており、2017年1月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

6

あずま  
東

てつゆき  
徹行

(1960年8月16日生)

再任

■所有する当社の株式数

8,348株

### ■略歴、地位、担当

1984年4月	当社入社	2018年4月	当社化学品本部副本部長（機能材料部および工業材料部担当）
2009年11月	当社化学品本部機能材料部長	2019年11月	当社化学品本部副本部長（機能材料部、工業材料部および鉱産部担当）〔現任〕
2018年1月	当社取締役〔現任〕 当社化学品本部副本部長（機能材料部および工業材料部担当）兼機能材料部長		

### ■取締役候補者とする理由

当社の化学工業製品販売事業を中心に業務全般に豊富な業務知識と経験を有しており、2018年1月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

7

さ だ  
佐田

あつし  
淳

(1964年10月30日生)

再任

■所有する当社の株式数

3,599株

#### ■略歴、地位、担当

1988年4月 当社入社  
2016年11月 当社機械本部技術開発部長  
2019年1月 当社取締役〔現任〕  
当社機械本部副本部長（生産担当）兼サガミ工場長〔現任〕

#### ■取締役候補者とする理由

当社の機械製造販売事業を中心に業務全般に豊富な業務知識と経験を有しており、2019年1月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

8

ふ じ い  
藤井

お さ む  
修

(1963年12月10日生)

再任

■所有する当社の株式数

6,521株

#### ■略歴、地位、担当

1987年4月 当社入社  
2013年4月 当社総務部長  
2020年1月 当社取締役〔現任〕  
当社総務部および業務部担当兼総務部長  
2020年11月 当社総務部および業務部担当〔現任〕

#### ■取締役候補者とする理由

当社の管理部門を中心に業務全般に豊富な業務知識と経験を有しており、2020年1月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

9

ふじい  
藤井

さかえ

栄 (1962年8月19日生)

新任

■所有する当社の株式数

3,649株

#### ■略歴、地位、担当

1986年4月 当社入社  
2010年4月 当社化学品本部統括室長  
2015年4月 当社化学品本部化成部品部長  
2018年5月 当社化学品本部統括室長〔現任〕

#### ■取締役候補者とする理由

当社入社以来、化学工業製品販売事業に従事し、同事業全般に豊富な知識と経験を有しており、取締役として適切な職務執行を遂行することが期待できるため、取締役候補者としております。

候補者番号

10

すぎうら  
杉浦

みちあき

路明 (1971年4月24日生)

新任

■所有する当社の株式数

2,128株

#### ■略歴、地位、担当

1996年4月 当社入社  
2012年4月 当社上海事務所長  
2014年11月 Tomoe Engineering USA, Inc.出向  
2019年4月 当社機械本部プラント技術部長〔現任〕

#### ■取締役候補者とする理由

当社入社以来、機械製造販売事業に従事し、同事業全般に豊富な知識と経験を有しており、取締役として適切な職務執行を遂行することが期待できるため、取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 各候補者の所有する当社の株式数には、巴工業役員持株会名義または巴工業従業員持株会名義の実質所有株式数が含まれています。

**第3号議案** 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものです。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位および担当等	属性
1	ふかさわ まさよし 深沢 正義	取締役（監査等委員）	再任
2	なかむら まこと 中村 誠	社外取締役（監査等委員）	再任 社外 独立
3	はすぬま たつお 蓮沼 辰夫	社外取締役（監査等委員）	再任 社外 独立
4	やひろ けんじ 八尋 研治	-	新任 社外 独立

新任 新任取締役候補者   
 再任 再任取締役候補者   
 社外 社外取締役候補者  
独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

ふかさわ  
深沢

まさよし  
正義

(1952年1月14日生)

再任

■所有する当社の株式数

19,304株

### ■略歴、地位、担当

1975年4月	当社入社	2015年1月	当社常務取締役
2007年4月	当社総務部長	2020年1月	当社取締役（監査等委員）〔現任〕
2011年1月	当社取締役 当社総務部および業務部担当兼総務部長		
2013年4月	当社総務部および業務部担当		

### ■取締役候補者とする理由

当社の業務執行取締役として総務人事・法務関連業務および輸出入関連業務を担当して、これらに精通しているとともに、2020年1月に監査等委員である取締役就任以降は、監査等委員である取締役として職務全般を適切に遂行していることから適任であると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。

候補者番号

2

なかむら  
中村

まこと  
誠

(1955年9月28日生)

再任

社外

独立

■所有する当社の株式数

2,149株

### ■略歴、地位、担当

1988年4月	東京弁護士会入会登録	2017年9月	上捨石・中村法律事務所設立〔現在に至る〕
1993年3月	新宿第一法律事務所設立		
2011年1月	当社社外監査役		
2017年1月	当社社外取締役（監査等委員）〔現任〕		

### ■社外取締役候補者とする理由

社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、職務執行に必要な財務、会計および法務に関する知見を有するとともに、2017年1月に監査等委員である社外取締役就任以降は、監査等委員である取締役として職務全般を適切に遂行していることから適任であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

候補者番号

3

はすぬま たつお

蓮沼 辰夫 (1952年9月8日生)

再任

社外

独立

■所有する当社の株式数

510株

## ■略歴、地位、担当

1971年4月	東京国税局入局	2013年9月	蓮沼辰夫税理士事務所開業〔現在に至る〕
2002年7月	税務大学校研究部教授	2019年1月	当社社外取締役(監査等委員)〔現任〕
2008年7月	東京国税局調査第二部統括国税調査官		
2012年7月	練馬西税務署署長		

## ■社外取締役候補者とする理由

社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり企業税務に関する業務に携わっており、職務執行に必要な財務、会計および法務に関する知見を有するとともに、2019年1月に監査等委員である社外取締役就任以降は、監査等委員である取締役として職務全般を適切に遂行していることから適任であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

候補者番号

4

やひろ けんじ

八尋 研治 (1959年11月24日生)

新任

社外

独立

■所有する当社の株式数

0株

## ■略歴、地位、担当

1983年4月	安田生命保険相互会社入社	2020年4月	明治安田オフィスパートナーズ株式会社ビジネスサポート部次長〔現任〕
2014年4月	明治安田生命保険相互会社契約サービス部長		
2017年4月	明治安田損害保険株式会社取締役アンダーライティング部長		
2018年4月	同社執行役員アンダーライティング部長		

## ■社外取締役候補者とする理由

長年にわたり生命保険および損害保険業務に携わっており、職務執行に必要な財務、法務およびリスク管理に関する知見を有しているとともに、取締役として会社経営に関与した経験があることから適任であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 深沢正義、中村 誠および蓮沼辰夫の各氏が所有する当社の株式数には、巴工業役員持株会名義の実質所有株式数が含まれています。
3. 中村 誠、蓮沼辰夫および八尋研治の各氏は、社外取締役の候補者です。
4. 中村 誠、蓮沼辰夫および八尋研治の各氏は、東京証券取引所が定める独立役員の基本に加え、当社が定めた社外取締役の独立性基準を満たしており、当社は各氏の独立性が十分確保されていると判断しています。また、本議案が承認可決された場合、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
5. 中村 誠および蓮沼辰夫の両氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもってそれぞれ4年および2年となります。また、中村 誠氏は当社の社外取締役就任前に当社の社外監査役であったことがあります。
6. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、現任の監査等委員である取締役 深沢正義、中村 誠および蓮沼辰夫の各氏との間で会社法第423条第1項の定めに基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。なお、本議案が承認可決され、候補者の各氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当社は各氏との間に現行契約と同内容の責任限定契約を締結する予定です。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役1名をあらかじめ選任することをお願いするものです。本議案の決議の効力は、決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までといたします。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりです。

いまい  
今井

みのる  
實

(1947年1月22日生)

新任

社外

独立

■所有する当社の株式数

1,200株

#### ■略歴、地位、担当

1969年4月	東京国税局入局	2012年2月	川崎地質株式会社社外監査役
1998年7月	小林税務署署長	2015年1月	当社社外取締役
2000年7月	江東西税務署署長	2016年2月	川崎地質株式会社社外取締役（監査等委員） 〔現任〕
2005年7月	本所税務署署長	2017年1月	当社社外取締役（監査等委員）
2006年9月	今井實税理士事務所開業〔現在に至る〕		

(重要な兼職の状況)

川崎地質株式会社社外取締役（監査等委員）

#### ■補欠の社外取締役候補者とする理由

社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり企業税務に関する業務に携わっており、職務執行に必要な財務および会計に関する知見を有するとともに、2015年1月から2019年1月まで当社の社外取締役を務めた経験があることから、監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 今井 實氏は、社外取締役の候補者です。  
3. 今井 實氏は、東京証券取引所が定める独立役員基準に加え、当社が定めた社外取締役の独立性基準を満たしており、当社は同氏の独立性が十分確保されていると判断しています。  
4. 今井 實氏が社外取締役を務める川崎地質株式会社と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
5. 今井 實氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、会社法第427条第1項の定めに基づき、当社との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定です。

#### 第5号議案 役員賞与の支給の件

当期の業績等を勘案し、当期末における取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名および監査等委員である取締役4名に対し、役員賞与総額57,536,000円（取締役（監査等委員である取締役を除く。）分37,163,000円、監査等委員である取締役分20,373,000円）を支給いたしたいと存じます。なお、本議案につきまして、監査等委員会および監査等委員は、役員賞与総額の決定の手続き、具体的な算定方法等は適正であり、妥当であると判断しております。

以上

## (ご参考)

### 当社の社外取締役選任基準

当社の社外取締役および社外取締役候補者は、以下の基準を満たす者とする。

1. 取締役会において、審議または決議される経営全般、財務・法務、コーポレート・ガバナンス等に関する事項を直接監督できること。
2. 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する知見、専門性、経験を有し、経営戦略、中期経営計画の策定等の会社経営上の事案に関して、有用な意見の表明、助言が行えること。

### 当社の社外取締役独立性基準

当社の社外取締役および社外取締役候補者は、以下の1.～5.に該当しない者とする。なお、2.～5.の対象期間は現在および過去10年とする。

1. 当社グループ関係者  
当社、当社の子会社および関連会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、会計参与、執行役、執行役員または使用人（以下、「業務執行者等」という。）
2. 株主およびその関係者  
(1) 当社の議決権を10%以上保有する株主またはその業務執行者等  
(2) 当社グループが議決権を10%以上保有する会社の業務執行者等
3. 取引先関係者  
(1) 当社グループとの間で双方いずれかの連結売上高の2%以上に相当する金額の取引がある取引先の業務執行者等  
(2) 当社グループが連結総資産の2%以上に相当する金額を借入れている金融機関の業務執行者等
4. 弁護士、公認会計士、税理士等  
(1) 当社グループの会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナー  
(2) 弁護士、公認会計士、税理士その他のコンサルタントとして、当社グループから役員報酬以外に、年間1,000万円以上の報酬を受領している者
5. その他  
(1) 上記1.～4.に該当する者の配偶者および2親等以内の親族  
(2) 当社グループとの間で、取締役が相互に就任している会社の業務執行者等  
(3) 当社グループとの間で、株式を相互に保有している会社の業務執行者等

## 事業報告

(2019年11月1日から  
2020年10月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、期初に消費増税等の影響から個人消費を中心に低迷し、その後新型コロナウイルス感染拡大の影響により下半期には大幅なマイナス成長となりました。足元では個人消費、輸出が増加に転じるなど持ち直しの動きが見え始めていますが、同ウイルス感染拡大以前の水準までは回復しておりません。一方、海外においては中国経済が緩やかに回復し、米国経済、欧州経済に持ち直しの兆しが見えるものの、両地域においては同ウイルス感染が再拡大しており楽観視できない状況にあります。

このような状況の下、機械製造販売事業では、部品・修理の販売がアジア向けを中心とする海外向けおよび国内官民需向けの伸び悩みを主因に減少したものの、機械の販売が中国向けや国内官需向けの大型案件の受注により伸び国内民需向けも堅調に推移した他、装置・工事の販売が国内官需向け大型案件の受注を背景に伸長したため、当連結会計年度の売上高は前年度比2.7%増加し11,553百万円となりました。利益面につきましては、収益性の良い海外向け部品・修理の販売の減少および販管費の増加から営業利益は前年度比4.7%減少し926百万円となりました。

化学工業製品販売事業では、電子材料分野の半導体製造用途向け商材等の販売が堅調だったものの、新型コロナウイルス感染拡大の影響などにより工業材料分野の自動車・建材用途向け材料、内外の合成樹脂分野の樹脂原料および製品、化成品分野の塗料・インキ用途向け材料が減少したことを主因に、当連結会計年度の売上高は前年度比8.1%減少し27,664百万円となりました。利益面につきましては、減収の影響を受け営業利益は前年度比5.0%減少し1,334百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は、機械製造販売事業の販売が伸長したものの化学工業製品販売事業の販売が減少したため、前年度比5.2%減の39,218百万円となりました。利益面につきましては、化学工業製品販売事業が減収となったことを背景に営業利益は前年度比4.9%減の2,260百万円、経常利益が前年度比3.8%減の2,294百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前年度比2.3%減の1,532百万円となりました。

両事業の区分別にみた売上高の状況は、次のとおりです。

[機械製造販売事業]

機 械 海外を中心に全分野の販売が伸長したため、売上高は前年度比31.8%増の3,547百万円となりました。

装置・工事 国内民需および海外向け販売が伸びを欠いたものの、大口案件受注による国内官需向け販売が伸長したため、売上高は前年度比70.1%増の1,340百万円となりました。

部品・修理他 前年度好調だった海外向けを中心に全分野の販売が伸び悩んだため、売上高は前年度比14.2%減の6,665百万円となりました。

[化学工業製品販売事業]

合成樹脂関連 新型コロナウイルス感染拡大の影響により国内外の樹脂および製品の販売が減少したことから、売上高は前年度比13.5%減の6,425百万円となりました。

工業材料関連 同ウイルス感染拡大の影響により自動車・建材用途向け材料の販売が減少したことから、売上高は前年度比14.4%減の7,969百万円となりました。

化成品関連 同ウイルス感染拡大の影響により主として塗料・インキ用途向け材料の販売が減少したことから、売上高は前年度比3.4%減の5,981百万円となりました。

機能材料関連 同ウイルス感染拡大の影響によりセラミックス製品の販売が減少したものの、電子部品向け治具等の販売の伸びがこれを補い、売上高は前年度と同等の3,284百万円となりました。

電子材料関連 半導体製造用途向け商材の販売が増加したことから、売上高は前年度比4.4%増の3,730百万円となりました。

そ の 他 ワイン販売の関連会社が直接輸入を増加させたことから、売上高は前年度比12.4%減の274百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は303百万円で、その主な内容は、機械製造販売事業におけるサガミ工場での設備改修90百万円および機械等の取得58百万円です。

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額30億円の貸出コミットメントライン契約を締結しております。

#### (4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 88 期 (2017年10月期)	第 89 期 (2018年10月期)	第 90 期 (2019年10月期)	第 91 期 (2020年10月期)
売 上 高 (百万円)	41,093	42,358	41,355	39,218
経 常 利 益 (百万円)	2,219	2,335	2,384	2,294
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	1,503	1,513	1,569	1,532
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	150円64銭	151円64銭	157円25銭	153円56銭
総 資 産 (百万円)	36,580	37,331	39,070	38,438
純 資 産 (百万円)	27,008	27,876	28,861	29,668
1 株 当 た り 純 資 産	2,706円72銭	2,793円69銭	2,892円41銭	2,973円31銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式総数（自己株式数を控除した株式数）に基づいて算出しております。また1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
2. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」（企業会計基準第28号）等を第90期の期首から適用しており、第89期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

#### (5) 対処すべき課題

2021年10月期におけるわが国経済は、緩やかに回復することが見込まれます。新型コロナウイルス感染拡大の収束が見通せないものの、当社経営環境は年度末には自動車・建材向けを中心に同ウイルス感染拡大前に近い水準まで戻るものと見られます。一方、海外では中国経済が堅調に推移し、米国、欧州経済は緩やかに回復することが見込まれますが、両地域においては同ウイルスの感染が再拡大しており楽観視できない状況にあります。

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、当社グループを取り巻く経営環境は大きく変化しています。こうした中、国連が提唱するSDGs「持続可能な開発目標」を実現するための新たな取り組みが多くの国、地域、企業で進められており、今や世界的な潮流となっています。SDGsへの取り組みは当社グループにとっても新たな市場開拓、事業領域の拡大、環境・社会の変化を見据えた新素材開発など様々なビジネスチャンス創出に繋がると認識し積極的に推進してまいります。一方、日本政府は脱炭素社会の実現に向けて「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」と表明しています。こうした情勢を踏まえ、機械製造販売事業では低動力型高効率遠心分離機の拡販、更なる省電力型脱水機等の開発促進に加えて、新設した新事業開発部による新商品開発や再生可能エネルギーへの取り組みを推し進めます。化学工業製品販売事業では環境負荷低減に繋がる生分解樹脂などの環境対応型樹脂やリサイクル樹脂等の拡販に努めることにより社会貢献を図ってまいります。

また、機械製造販売事業では海外ビジネスの拡大を図ることが当社グループの更なる成長実現に繋がる重要課題と認識し、中国における事業拡大を一層推し進める他、ベトナム、タイを中心に東南アジア向けの販売拡大に注力することに加えて、北米および中南米における油井向け以外の事業分野の開拓を一段と推進することにより販売増大を図ります。さらに、価格競争が一段と激化する中、収益性向上を実現すべく、営業面では効率化と組織力強化を図り一層の攻めの営業を展開する他、生産面では生産体制改革によ

るコストダウンへの取り組みやAIの活用検討を加速します。

化学工業製品販売事業では機械製造販売事業と同様に海外ビジネス拡大を重要課題と認識しタイ現地法人を軸に周辺国への展開を模索する他、東欧、ロシア、アフリカにおける更なる商材開発を目指した事業展開を推進します。また、国内では各事業分野において新規市場開拓と商品開発を積極的に推し進め業績向上を図ります。

これらを着実に実行するために当社のグローバル化とこれを担う人材教育などの施策を推し進め、両事業の持続的成長と収益力向上を図って行く方針です。

株主の皆様におかれましては、今後とも倍旧のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
バマシナリー株式会社	千円 56,000	100.0	板金加工、機械加工
巴機械サービス株式会社	千円 25,000	100.0	分離機器のアフターサービス・部品販売
星際化工有限公司	千HK\$ 72,000	100.0	合成樹脂原料等の仕入・販売
星際塑料(深圳)有限公司	千US\$ 4,200	※ 100.0	合成樹脂の着色加工・コンパウンド
巴工業(香港)有限公司	千HK\$ 10,000	100.0	化学工業製品の仕入・販売
巴恵貿易(深圳)有限公司	千RMB 5,000	※ 100.0	化学工業製品の仕入・販売
巴栄工業機械(上海)有限公司	千US\$ 1,500	100.0	分離機器の製造・販売・アフターサービス
巴栄機械設備(太倉)有限公司	千US\$ 5,000	100.0	分離機器の製造・販売・アフターサービス
Tomoe Engineering USA, Inc.	千US\$ 0.1	100.0	分離機器、部品の販売・アフターサービス
TOMOE Trading (Thailand) Co., Ltd.	千THB 16,000	100.0	化学工業製品の仕入・販売

(注) 1. ※印は、間接の出資比率です。

2. 星際化工有限公司、星際塑料(深圳)有限公司、巴恵貿易(深圳)有限公司、巴栄工業機械(上海)有限公司および巴栄機械設備(太倉)有限公司につきましては、決算期が12月31日ですので、2020年9月30日現在で実施した仮決算に基づく数値によっております。

3. 巴栄工業機械(上海)有限公司につきましては、清算手続き中です。

(7) 主要な事業内容

機械製造販売事業：遠心分離機はじめ各種分離機および応用装置・関連機器の製造・販売ならびに一般機器・装置類の販売

化学工業製品販売事業：合成樹脂、化学工業薬品、無機材料、電子材料、洋酒類ならびにこれらの関連製品・加工品の輸出入および販売

(8) 主要な営業所および工場

① 当社の主要な事業所

本 社：東京都品川区北品川五丁目5番15号	
支店・営業所：大阪支店(大阪市北区)	福岡営業所(福岡市中央区)
札幌営業所(札幌市中央区)	名古屋営業所(名古屋市中村区)
仙台営業所(仙台市青葉区)	ソウル支店(韓国)
工場：サガミ工場(神奈川県大和市)	湘南工場(神奈川県平塚市)

② 子会社の主要な事業所

バマシナリー株式会社(神奈川県綾瀬市)  
 バ機械サービス株式会社(神奈川県平塚市)  
 星際化工有限公司(香港)  
 星際塑料(深圳)有限公司(中国)  
 巴工業(香港)有限公司(香港)  
 巴恵貿易(深圳)有限公司(中国)  
 巴栄機械設備(太倉)有限公司(中国)  
 Tomoe Engineering USA, Inc.(米国)  
 TOMOE Trading (Thailand) Co., Ltd.(タイ)

(9) 従業員の状況

事業区分	従業員数	前年度末比増・減(△)
機械製造販売事業	416名	△1名
化学工業製品販売事業	249	0
全社(共通)	68	4
合計	733	3

(注) 従業員数は就業人員であります。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 10,533,200株  
 (2) 株主の総数 14,907名 (前期末比4,417名増)  
 (3) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
光 通 信 株 式 会 社	千株 969	% 9.71
巴 工 業 取 引 先 持 株 会	517	5.18
野 田 眞 利 子	397	3.97
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	392	3.93
佐 良 直 美	356	3.56
山 口 温 子	314	3.14
巴 工 業 従 業 員 持 株 会	284	2.85
有 限 会 社 巴 企 画	245	2.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	238	2.39
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	180	1.80

- (注) 1. 上記以外に自己株式が554,861株あります。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (4) その他株式に関する重要な事項  
 特記すべき事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 本 仁	
常 務 取 締 役	本 間 義 人	機械本部長
常 務 取 締 役	玉 井 章 友	化学品本部長 巴恵貿易（深圳）有限公司董事長
取 締 役	篠 田 彰 鎮	化学品本部副本部長（化成部品、電子材料部および合成樹脂部担当） 巴物流株式会社代表取締役社長
取 締 役	中 村 政 彦	機械本部副本部長（環境設備営業部担当）
取 締 役	矢 倉 敏 明	経理部および経営企画室担当
取 締 役	伊 藤 勝 彦	機械本部副本部長（産業機械営業部および海外営業部担当）
取 締 役	東 徹 行	化学品本部副本部長（機能材料部、工業材料部および鋳産部担当）
取 締 役	佐 田 淳	機械本部副本部長（生産担当）兼サガミ工場
取 締 役	藤 井 修	総務部および業務部担当
取 締 役 (常勤監査等委員)	深 沢 正 義	
取 締 役 (常勤監査等委員)	村 瀬 俊 晴	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	中 村 誠	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	蓮 沼 辰 夫	

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動

2020年1月30日付

退任 常務取締役 深沢 正義 就任 取締役（常勤監査等委員） 深沢 正義  
取締役（常勤監査等委員） 松本 光央 取締役 藤井 修

- 監査等委員である取締役松本光央氏は、2020年1月30日開催の第90回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
- 監査等委員である取締役村瀬俊晴、中村 誠および蓮沼辰夫の各氏は、社外取締役です。
- 監査等委員会は、必要な社内情報の収集・共有を行うとともに、内部監査部門、会計監査人等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、深沢正義および村瀬俊晴の両氏を常勤の監査等委員として選定しております。
- 監査等委員である取締役村瀬俊晴氏は、長年にわたり会社経営および銀行業務に携わっており、職務執行に必要な財務、会計および法務に関する知見を有しております。
- 監査等委員である取締役中村 誠氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、職務執行に必要な財務、会計および法務に関する知見を有しております。
- 監査等委員である取締役蓮沼辰夫氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり企業税務に関する業務に携わっており、職務執行に必要な財務、会計および法務に関する知見を有しております。
- 監査等委員である取締役村瀬俊晴、中村 誠および蓮沼辰夫の各氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、非業務執行取締役との間で会社法第423条第1項の定めに基づく責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりです。

- ・非業務執行取締役が任務を怠ったことにより、当社に賠償責任を負う場合は会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役がその責任の原因となった職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。

## (3) 取締役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役（監査等委員を除く。）	11名	223,077千円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5名 (3名)	68,890千円 (39,988千円)
合 計	16名 (3名)	291,968千円 (39,988千円)

(注) 1. 報酬には、次の金額が含まれております。

第91回定時株主総会（本総会）において決議予定の役員賞与

取締役（監査等委員を除く。） 3名 37,163千円

取締役（監査等委員） 4名 20,373千円

2. 上記の取締役（監査等委員を除く。）および取締役（監査等委員）の支給人員には、2020年1月30日開催の第90回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く。）1名、取締役（監査等委員）1名を含んでおります。

3. 報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等における業務執行者、社外役員等の兼職の状況

- ・社外取締役中村 誠氏は、上拾石・中村法律事務所に所属しており、同事務所と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・社外取締役蓮沼辰夫氏は、蓮沼辰夫税理士事務所を経営しており、同事務所と当社との間には、特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役 (監査等委員)	村 瀬 俊 晴	当事業年度開催の取締役会22回および監査等委員会14回すべてに出席し、長年にわたり会社経営および銀行業務に携わった経験に基づき、専門的見地から、適宜、意見を述べております。
	中 村 誠	当事業年度開催の取締役会22回および監査等委員会14回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、適宜、意見を述べております。
	蓮 沼 辰 夫	当事業年度開催の取締役会22回および監査等委員会14回すべてに出席し、長年にわたり企業税務に携わった経験に基づき、専門的見地から、適宜、意見を述べております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

40,000千円

② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

40,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等について、取締役等から説明を受け、当該内容の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切と判断し、会社法第399条第1項および第3項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務執行について著しい支障があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任した理由を報告いたします。

## 5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの基本方針を次のとおり定めております。

- ① 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ・ 当社グループ全体の企業行動規範を定め、法令等の遵守を宣言し、コンプライアンス研修を通じて役職員に遵法意識の浸透を図る。
  - ・ 当社の取締役、社外専門家等からなる企業倫理委員会を設置し、当社および子会社の部門責任者等から報告されたコンプライアンス上の問題その他重要案件の審議を行い、その結果を当社の取締役会に報告する。
  - ・ 社外の弁護士を窓口とするヘルプ・ラインを設け、当社グループ全ての役職員からコンプライアンス上の問題に係る情報を広く収集する。
  - ・ 当社の監査等委員会および当社の内部監査部門等が連携して、当社および子会社の業務プロセス等を監査することにより、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - ・ 文書管理規定を定め、当社の取締役の職務の執行に係る情報を記録した文書または電磁的媒体（以下、文書等という）を保存する。
  - ・ 当社の取締役は、必要に応じていつでもこれらの文書等を閲覧することができる。
- ③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・ 「リスクマネジメント基本規定」により策定した、当社の事業活動に係るリスク管理の基本ルールに基づき、事業部門ごとに適切なリスク管理体制を整備する。
  - ・ リスクマネジメント委員会を設置し、子会社を含む全事業部門のリスク情報を統括的に管理するとともに、リスク管理体制の安定的運用を図る。
- ④ 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・ 当社グループ全体の中長期経営計画および年度目標を策定し、当社グループとして達成すべき目標を明確化するとともに、それに基づく業績管理を行う。
  - ・ 合理的な経営方針を策定し、当社および子会社の重要事項について慎重に検討するため、当社の全取締役で構成する経営会議を組織し、審議する。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ・ グループ会社管理規定を定め、それに基づき、子会社における所定の重要事項の決定に関して、当社への事前報告または事前承認を求める。
  - ・ 各子会社における内部統制に係る体制については、その規模等を踏まえ必要な整備を行う。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性に関する事項
- ・ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を選任する。
  - ・ 当該使用人の任命、人事異動については、監査等委員会の意見を尊重する。
- ⑦ 当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項において同じ。）および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制、ならびに当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
- ・ 当社の取締役および使用人は、経営会議、その他の重要な会議の審議内容、内部監査の結果、内部通報制度の運用状況ならびに財務状況について当社の監査等委員会に報告を行う。
  - ・ 当社および子会社の取締役および使用人は、当社または子会社の業務に重大な影響を及ぼす事実を発見もしくはその発生のおそれがあると判断したときは、当該事実に関する事項を速やかに当社の監査等委員会に報告する。
  - ・ 当社および子会社の取締役および使用人は、当社の監査等委員会または各監査等委員からその業務執行に関する事項の報告（必要な事項の調査および必要な資料の写しの提出を含む。）を求められた場合、速やかに当該事項の報告を行う。
  - ・ 当社の社内規定により、当社の監査等委員会に報告を行ったことを理由に当該報告者に不利な取扱いを行うことを禁止する。また、子会社については同様の対応がなされるよう適切な指導を行う。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員会は、内部監査部門等と日常的かつ機動的な連携を図るために必要な体制を整備する。
  - ・ 監査等委員会と当社の代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。
  - ・ 監査等委員会は、当社の内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正を求めることができる。
  - ・ 監査等委員会は、当社の会計監査人、子会社監査役と情報交換に努め、連携して当社および子会社の監査の実効性を確保する。
  - ・ 監査等委員は、その職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用について、当社から前払いまたは償還を受けることができる。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・ 反社会的勢力との関係を一切持たないこと、反社会的勢力からの不当な要求や威嚇とした態度で臨んでこれに妥協しないことを基本方針とし、これを当社グループ共通の企業行動規範に明記して役職員に周知徹底する。
  - ・ 当社総務部を対応統括部署とし、警察およびその関連団体と常に連携して不当請求事例等の情報を共有し、反社会的勢力の関与の防止を図る。

⑩ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

- ・ 金融商品取引法その他の法令の定めに従い、財務報告に係る内部統制の構築、評価および報告に関して適切な運営を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

以上の方針に基づき、当期に実施した内部統制システムの主な運用状況は、次のとおりです。

① コンプライアンスに対する取り組み

新型コロナウイルス感染拡大の状況を考慮し、従来から実施していた集合型コンプライアンス研修の代替として、全社員を対象にウェブを利用したeラーニングによるコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスの一層の浸透を図っています。

内部通報制度については、企業倫理委員会、常勤の監査等委員および外部の弁護士事務所を通報窓口として運用しており、通報された事案に対しては行動規範および社内規定に定める手順に基づき、厳格な管理と適切な対応を行っています。また、取締役会は、企業倫理委員会から制度の運用状況に関する報告を受け、これを適切に監督しています。

② リスク管理に対する取り組み

当社のリスク管理体制は、リスクマネジメント委員会を主体に運用されており、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性がある各種リスクについて情報収集、分析、評価等を継続して行い、統括的に管理しています。

今般の新型コロナウイルス感染拡大に関しては、社長を本部長とする緊急対策本部を設置して感染拡大防止に迅速に取り組み、極力在宅勤務や時差通勤を行うなど従業員、関係者の安全確保を優先しつつ事業への影響を最小限に留められるよう対応を行っています。

③ 取締役の職務執行の適正性および職務執行が効率的に行われることに対する取り組み

取締役会は当期において22回開催され、取締役は上程された審議事項について活発な意見交換を行っています。また、社外取締役は独立的かつ客観的・専門的立場から意見を表明するとともに、監査等委員として監査等委員会を組織し、取締役の業務執行に関する監査・監督およびこれらに基づく提言等を積極的に行っています。取締役会の審議に必要な資料は事前配付され、出席者が十分な準備を行えるように配慮しています。

④ 監査等委員会の監査が実効的に行われることに対する取り組み

当社の監査等委員会は、社外取締役3名および当社の業務に精通した当社出身の非業務執行取締役1名により構成されています。監査等委員会は当期において14回開催され、取締役の職務執行に関する監査・監督および内部統制システムに関する監査等について協議・決議を行っています。また、代表取締役社長と定期的に意見交換を行うほか、会計監査人および内部監査部門等と連携するとともに、常勤の監査等委員を選定して監査・監督に係る環境の整備および社内情報の収集を積極的に行い、監査・監督機能の実効性確保に努めています。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針等の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営上の重要な責務となる株主様への利益還元に関しては、「財務体質と経営基盤の強化のため内部留保の充実を図りつつ、連結業績および中期的なグループ事業戦略等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な配当を実施する」方針により臨んでおります。

なお、当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

---

本事業報告では、金額および株式数については、表示単位未満の数値を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2020年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>29,939,029</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,085,462</b>
現金及び預金	11,857,553	支払手形及び買掛金	3,004,198
受取手形及び売掛金	10,400,639	電子記録債務	2,150,419
電子記録債権	2,131,545	未払金	621,692
商品及び製品	2,605,708	未払法人税等	179,968
仕掛品	1,684,070	前受金	201,993
原材料及び貯蔵品	1,066,944	賞与引当金	1,231,975
その他	253,335	役員賞与引当金	61,555
貸倒引当金	△60,767	製品補償損失引当金	236,423
		その他の	397,235
<b>固定資産</b>	<b>8,499,302</b>	<b>固定負債</b>	<b>684,124</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>5,202,912</b>	役員退職慰労引当金	5,460
建物及び構築物	2,695,571	退職給付に係る負債	71,219
機械装置及び運搬具	465,260	繰延税金負債	607,445
土地	1,930,580	<b>負債合計</b>	<b>8,769,587</b>
その他	111,500	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>128,516</b>	<b>株主資本</b>	<b>29,287,895</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,167,873</b>	資本金	1,061,210
投資有価証券	1,227,085	資本剰余金	1,483,410
差入保証金	398,405	利益剰余金	27,107,252
退職給付に係る資産	1,473,503	自己株式	△363,977
繰延税金資産	12,143	その他の包括利益累計額	380,848
その他	79,027	その他有価証券評価差額金	307,456
貸倒引当金	△22,291	繰延ヘッジ損益	△1,566
		為替換算調整勘定	92,854
<b>資産合計</b>	<b>38,438,331</b>	退職給付に係る調整累計額	△17,896
		<b>純資産合計</b>	<b>29,668,743</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>38,438,331</b>

## 連結損益計算書

(2019年11月1日から  
2020年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	内 訳 額	金 額
売上高		39,218,418
売上原価		30,079,424
販売費及び一般管理費		9,138,994
営業利益		6,878,358
営業外収益		2,260,635
受取利息	2,976	78,694
受取配当金	33,505	
受取賃貸戻金	7,171	
受取保険返の他	4,427	
営業外費用	30,613	44,460
支払利息	7,114	
支払手数料	9,008	
売為替割引損	6,093	
その他の	16,418	
経常利益	5,826	2,294,869
特別利益		
投資有価証券売却益	921	921
特別損失		
投資有価証券評価損	2,160	2,160
税金等調整前当期純利益		2,293,630
法人税、住民税及び事業税	617,829	
法人税等調整額	143,496	761,325
当期純利益		1,532,304
親会社株主に帰属する当期純利益		1,532,304

# 貸借対照表

(2020年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>27,179,897</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,968,894</b>
現金及び預金	9,909,668	支払手形	98,412
受取手形	1,064,429	電子記録債権	2,055,287
電子記録債権	2,122,745	買掛金	2,827,093
売掛金	8,859,569	短期借入金	366,100
商品及び製品	2,201,583	未払入金	579,123
仕掛品	1,589,992	未払法人税等	151,547
原材料及び貯蔵品	980,615	前受金	183,205
短期貸付金	694,449	賞与引当金	1,106,229
その他	156,039	役員賞与引当金	59,537
貸倒引当金	△399,195	製品補償損失引当金	236,423
<b>固定資産</b>	<b>9,610,785</b>	その他	305,933
<b>有形固定資産</b>	<b>4,701,467</b>	<b>固定負債</b>	<b>620,877</b>
建築物	2,404,212	退職給付引当金	26,307
構築物	5,419	役員退職慰労引当金	5,460
機械及び装置	319,896	繰延税金負債	589,110
車両運搬具	0	<b>負債合計</b>	<b>8,589,772</b>
工具器具及び備品	92,639	<b>(純資産の部)</b>	
土地	1,879,299	<b>株主資本</b>	<b>27,895,021</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>119,654</b>	資本金	1,061,210
電話加入権	8,165	資本剰余金	1,483,410
ソフトウェア	108,748	資本準備金	1,483,410
ソフトウェア仮勘定	2,740	<b>利益剰余金</b>	<b>25,714,378</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,789,663</b>	利益準備金	230,000
投資有価証券	1,193,085	その他利益剰余金	25,484,378
関係会社株式	1,017,841	配当引当積立金	250,000
関係会社出資金	710,907	固定資産圧縮積立金	17,556
長期貸付金	7,403	別途積立金	22,830,000
差入保証金	356,800	繰越利益剰余金	2,386,821
前払年金費用	1,467,571	<b>自己株式</b>	<b>△363,977</b>
その他	58,346	評価・換算差額等	305,889
貸倒引当金	△22,291	その他有価証券評価差額金	307,456
<b>資産合計</b>	<b>36,790,683</b>	繰延ヘッジ損益	△1,566
		<b>純資産合計</b>	<b>28,200,910</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>36,790,683</b>

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

## 損益計算書

(2019年11月1日から  
2020年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	内 訳 額	金 額
売上高		36,243,006
売上原価		27,910,441
売上総利益		8,332,565
販売費及び一般管理費		6,197,608
営業利益		2,134,956
営業外収益		
受取利息	17,302	
受取配当金	543,879	
受取賃貸料	60,271	
貸倒引当金戻入額	13,390	
その他	34,857	669,701
営業外費用		
支払利息	12,533	
賃貸原価	19,637	
支払手数料	9,008	
売上割引	6,093	
為替差損	12,774	
その他	4,595	64,642
経常利益		2,740,015
特別利益		
投資有価証券売却益	921	921
特別損失		
投資有価証券評価損	2,160	2,160
税引前当期純利益		2,738,775
法人税、住民税及び事業税	564,656	
法人税等調整額	151,140	715,796
当期純利益		2,022,979

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年12月16日

巴工業株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 恭治 ㊞  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小山 浩平 ㊞  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、巴工業株式会社の2019年11月1日から2020年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、巴工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年12月16日

巴工業株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 恭治 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小山 浩平 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、巴工業株式会社の2019年11月1日から2020年10月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年11月1日から2020年10月31日までの第91期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びその他の関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年12月18日

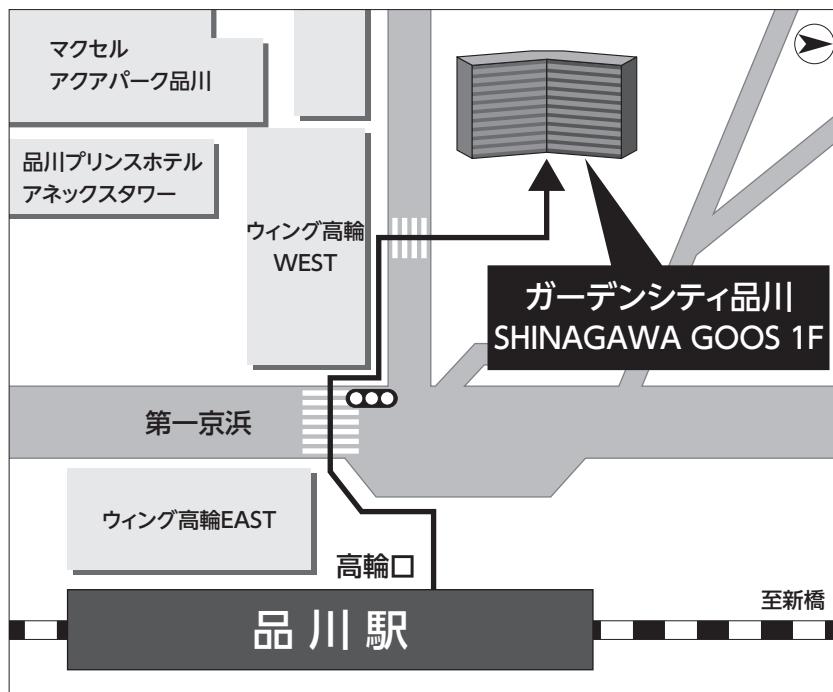
巴工業株式会社	監査等委員会
常勤監査等委員	深 沢 正 義 ㊟
常勤監査等委員	村 瀬 俊 晴 ㊟
監査等委員	中 村 誠 ㊟
監査等委員	蓮 沼 辰 夫 ㊟

(注) 監査等委員村瀬俊晴、中村誠及び蓮沼辰夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区高輪三丁目13番3号  
SHINAGAWA GOOS 1階  
ガーデンシティ品川 グリーンウインド  
TEL 03-5449-7300



最寄駅 京急線品川駅高輪口 徒歩3分  
JR品川駅中央改札口(高輪口) 徒歩3分



新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご来場はお控えいただき書面またはインターネットによる議決権の事前行使をお願いいたします。